

札幌市旅館業法施行条例の一部を改正する条例案

令和5年（2023年）2月13日提出

札幌市長 秋 元 克 広

札幌市旅館業法施行条例の一部を改正する条例

札幌市旅館業法施行条例（平成15年条例第12号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項第2号中「第29条の規定により博物館に相当する施設として文部科学大臣が指定したもの」を「第31条第1項の規定により指定された博物館に相当する施設」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（理 由）

博物館法の一部改正に伴う規定整備を行うほか、旅館業の営業の許可に際して考慮すべき施設とするものの対象を拡大するため、本案を提出する。